



令和 6 年度 井伊谷小学校 第 1 回学校運営協議会

令和 6 年 4 月 26 日(金)

14:30~16:30

井伊谷小学校 音楽室

- 1 校長挨拶
- 2 委員委嘱及び自己紹介
- 3 浜松市学校運営協議会規則確認(教育委員会)
- 4 会長の選出・副会長の指名
- 5 議長の選出
- 6 令和 5 年度協議会自己評価の確認
- 7 熟議
 - (1)令和6年度学校運営の基本方針について
 - (2)井伊谷小学校いじめ防止等のための基本方針について
 - (3)夢育やらまいか事業に対する意見書について
- 8 報告・連絡事項
 - (1)年間行事予定
 - (2)今後の開催日時(予定)
 - 第2回学校運営協議会
日時 令和6年6月14日(金) 13:05~15:30
・授業参観 ・学校運営協議会
 - 第3回学校運営協議会
日時 令和6年10月4日(金) 13:05~15:30
・授業参観 ・学校運営協議会
 - 第4回学校運営協議会
日時 令和7年2月7日(金) 13:05~15:30
・授業参観 ・学校運営協議会(学校運営協議会自己評価、学校評価)

令和6年度 井伊谷小グランドデザイン

第3次浜松市教育総合計画 後期計画
はままつ人づくり未来プラン

【目指す子供の姿】

- 自分らしさを大切にする子供
- 夢と希望を持ち続ける子供
- これからの社会を生き抜くための資質・能力を育む子供

【引佐南部中学校区の目指す子供像】

- 人とのかかわりを大切にする子
- 学びを楽しむ子
- 基本的な生活習慣を身に付けた子

学校教育目標

井の国で
心豊かに たくましく 伸びる子の育成

【目指す子供像】

- 学び合う子
- 認め合う子
- きたえ合う子
- ねばり強く取り組む子

学び合う子	認め合う子	きたえ合う子
○ しっかりと聴ける子 ○ はっきりと話す子 ○ 様々な人とかかわり、よりよい考えを見つける子	○ 進んで挨拶ができる子 ○ 井伊谷小優しさの約束「自分がされて嫌なことはしない言わない」を守る子	○ 運動に親しむ子 ○ 健康や安全に気をつけて生活する子
・授業のユニバーサルデザイン化を進め、自分の思いや考えを言葉で伝え合う活動を行います。 ・価値ある「人・もの・こと」と出会う機会をつくります。	・子供が主体になって挨拶運動を行います。 ・自分や相手の良さを認める活動を行います。 ・学級目標を大切にして、居場所のある学級をつくります。	・運動の習慣化を図ります。 ・落ち着いた生活習慣の定着を図ります。 ・安全教育（防災・防犯・交通事故〇）を推進します。
ねばり強く取り組む子		
○ 目標に向かって努力する子 ○ 将来の夢が持てる子 ○ 本気で挑戦する子		
・目標を持たせ、達成のための手順を明確にさせるとともに、その過程での成長を認め、取組を持続させます。		

【井伊谷小の教職員集団】

○確かな児童理解に基づく指導、相談体制の構築

未来創造への人づくり 市民協働による人づくり

【地域と共にある学校づくりを推進します。】

○学校運営協議会 地域との連携 PTA

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立（ 井伊谷小 ）学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- 学校運営協議会での協議の結果を一つでも多く井伊谷小の運営のプラスにできるよう、活発な意見交換をする。
- 地域の力を活用していくためにどうしたらよいか具体的にその組織や方法を話し合っていく。時代に対応した学校運営に必要な支援を考えたい。
- 任期3年目であるので、協議会としての継承についても考えていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 学校運営の基本方針や進捗状況について、協議会毎に校長より詳細な説明があった。それを受けて委員より疑問点や意見を具体的に述べることができ、学校運営協議会として十分に熟議をすることができた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- 学校は、学校運営協議会の意見を受けて、次年度のグランドデザインに反映した。それにより、委員としても意見を出すことに意義を見出すことができ、熟議が深まった。
- 次年度の教育課程の変更点について、学校運営協議会で熟議したことで、保護者の理解を得るための後押しとなった。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ホームページや学校ブログなどでの情報発信に留まり、学校運営協議会が保護者や地域住民に十分認知されているとは言えない。
- 学校運営の基本方針や、熟議したことを広めるために、本校のコミュニティ・スクールの方向性に合わせた情報発信の方法を考えていきたい。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- 学校運営協議会が学校と保護者、地域をつなぐ組織になるために、委員一人一人が、学校運営について地域にも保護者にも説明できるようにする。
- 学校運営協議会は、積極的に学校運営に関する意見を述べる。同時に学校も学校運営協議会を効果的に使い、学校運営の後ろ盾としたり、保護者や地域とのつながりを作ったりする。

(様式1)

令和6年4月26日

浜松市立井伊谷小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 市川 秀樹 様

浜松市立井伊谷小学校運営協議会
会長 安戸 哲弘

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和6年4月26日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 地域を愛する心情を育てるため、児童が、校区にある文化遺産について知る機会を提供すべきである。
⇒ 文化遺産について語ることができる人を招聘し、話をしていただく。

② 校内環境の改善を図るため、花壇を整備すべきである。
⇒ 地域ボランティアの協力を得て、栽培委員会の児童が花壇を整備する。

③ 校区には、豊かな自然があり、貴重な生き物も生息している。自然とかわる活動を充実させていくことで、児童が地域の自然について知る機会を提供すべきである。
⇒ 環境に携わる方を講師として招聘し、活動と一緒にいたり、話をしただいたりする。